

NPOと行政の 協働ハンドブック

平成26（2014）年3月作成
環境生活部環境生活総務課
（NPO活動推進室）

も く じ

第Ⅰ章 県民の総力を結集できる行政の推進

県民総力の結集	1
---------	---

第Ⅱ章 NPOの基礎知識と島根県の現状

1. NPOの定義	2
2. NPOの意義、特徴	3
3. NPO法	4
4. 島根県のNPO等の現状	6
5. 関連施策	7

第Ⅲ章 協働に関する基本的な考え方

1. NPOとの協働の意義及び効果	8
2. 協働の領域	9
3. 協働の基本原則	10

第Ⅳ章 協働事業の進め方

1. 協働事業の検討	12
2. 協働にふさわしい事業	13
3. 協働形態の選定	13
4. 相手方の選定	14
5. 協働事業の実施	15

第Ⅴ章 主な形態別の協働事業

1. 共催	16
2. 委託	17
3. 補助	18
4. 事業協力	19
5. 施策提言	20
6. その他	21

第Ⅵ章 協働事業の評価、フィードバック

1. 協働事業の評価	22
2. フィードバック	22

参考資料

1. NPO法人となるための基準
2. 協働のポイント（再掲）、スケジュール
3. 協働事業事前確認シート
4. 協働事業評価シート
5. 補助事業と委託事業の主な違い
6. 「新しい公共支援事業」募集要項、事務手引き

はじめに

島根県では、地域における様々な課題の解決に向けて、多様な主体による自主的な活動を促進するため「島根県県民いきいき活動促進条例」を平成17年に制定しました。平成18年には、この条例に基づき、「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」を施策の柱とする「基本方針」を策定し、県民やNPOの皆さまによる社会貢献活動を推進しています。

少子・高齢化や地域力の減退という社会的な変化が進む中で、これまで考えられなかった社会的なニーズが生じ、そのニーズもまた多様化・高度化しています。しかしながら、多様化・高度化するニーズに対し、きめ細かな公共サービスの提供を、公平性を基本とする行政ですべて担うことは困難になってきています。

このハンドブックは、多様化する地域課題やニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを展開していくため、県民・NPO・事業者など、多様な主体同士の連携、協働についての全庁的な共通認識を図り、NPOとの協働に携わる際に役立つよう、協働を進めていく場合の関係の考え方などを整理するため、平成16年に策定されたものを見直しを行いながら作成しました。

このハンドブックの趣旨が多くの職員に理解され、社会貢献に取り組む民間団体と行政が、必要に応じて協力し、多様な公共サービスの活性化に向けた一助となれば幸いです。

第 I 章 県民の総力を結集できる行政の推進

県民総力の結集

「はじめに」でもふれましたが、価値観の多様化にあわせ、少子・高齢化や地域力の減退という社会的な変化もあり、これまで考えられなかった社会的なニーズが生じ、そのニーズもまた多様化・高度化しています。

しかしながら、多様化・高度化するニーズに対し、きめ細やかな公共サービスの提供を、公平性を基本とする行政ですべて担うことは困難になってきています。

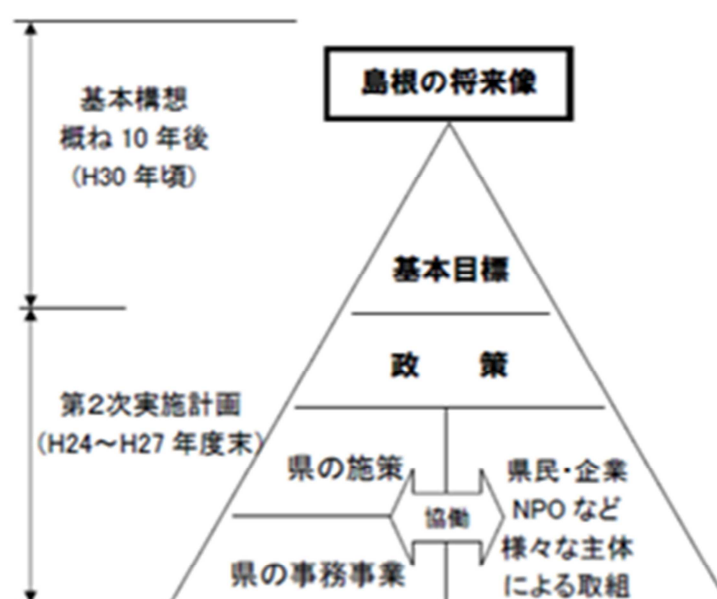
そうした状況の中、行政だけでは解決できない課題への対応や、身近で深い信頼関係に基づく、きめ細やかなサービスの提供など、幅広い分野において、自主的・自発的に活動を展開する様々な団体等の活躍の場が広がりつつあります。

様々な主体が、互いの長所や強みを活かし、相乗効果を高めることで、単独ではなしえない力を発揮することができます。

島根総合発展計画（第2次実施計画）においては、「相互の関係を深めながら、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集を図る」こととしています。

【島根総合発展計画のイメージ図】

市町村との緊密な協調・連携のもと、島根の総力を結集して、将来像の実現を目指します。

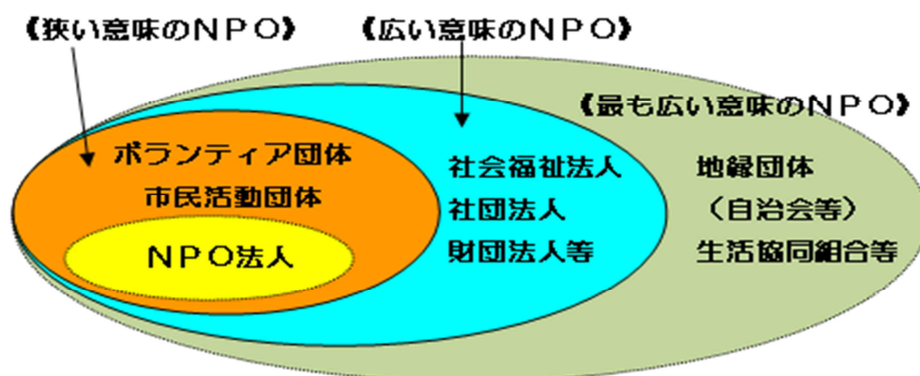


第Ⅱ章 NPOの基礎知識と島根県の現状

1. NPOの定義

NPOとは「Non (非)」「Profit (利益)」「Organization (組織)」の頭文字をとったもので、営利を目的としない「非営利組織」のことを指しています。

広い意味では自治会などの地縁組織も含まれますが、一般的には下の図のように、NPO法人や法人格を持たない市民活動団体、ボランティアなどを指すことが多いようです。

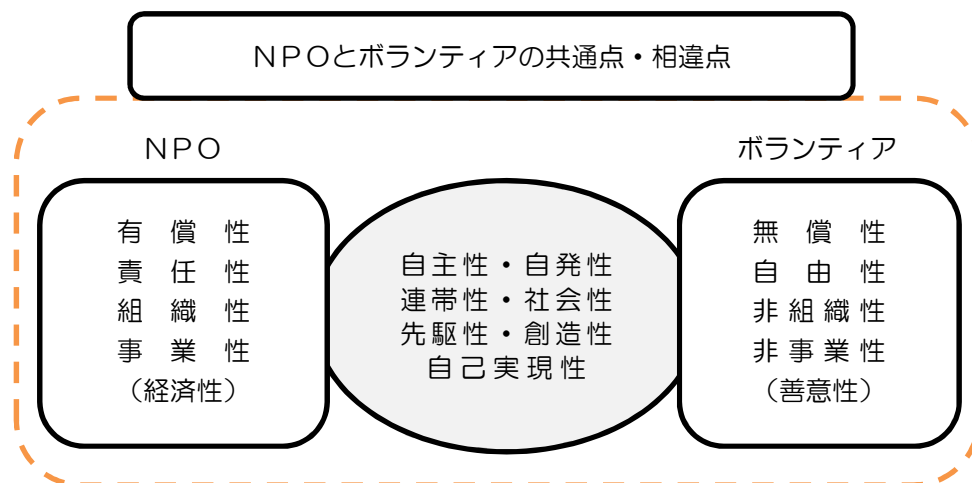


【NPOの理解】

①NPOとボランティアの違い

NPOとボランティアはいずれも公益的な活動を行う主体であり、下の図に示すような共通点もありますが、基本的には異なるものであるという理解が必要です。

ボランティアは個人の自由意思に基づく善意性を主体とした活動を行う個人を指すのに対し、NPOは継続的に経済性を伴った活動を行う組織です。



②非営利と無償の違い（非営利≠無償）

NPO法人は非営利という概念のもので活動している組織体ですが、「非営利」と「無償」とは性格が異なることに注意する必要があります。

非営利とは、組織の目的が「営利（利益分配）」でないことを意味します。収益が上がった際に、その収益から必要経費（管理運営費や人件費など）を差し引いた剰余金を、次の活動に充当することはあっても、構成員などに分配や配当などをしていないということです。

つまり、NPO法人が利益を得る活動をすることに制限はありません。

とかく、ボランティアの無償性に着目し、NPOはコストがかからないものと考えたりしますが、「非営利組織なのだから有料のサービス提供はいけない。」「無報酬で活動するのだから人件費は必要ない。」というのは誤解です。

2. NPOの意義・特徴

NPOは「自主性」「自立性」「先駆性」「柔軟性」「多様性」など様々な特性を持ち、行政の持つ「公平性」や、企業の持つ「利潤追求」という社会的価値にとらわれない組織であるため、社会的課題に対して迅速で先駆的な取り組みができます。

また、自由な意思により、個別的で柔軟な公共サービスを提供することが可能です。

NPO法人やボランティア団体などのNPOは、今後の自治、あるいは公共サービスを担っていく有力な主体であり、行政、企業と並ぶ新たな主体とされています。三者がそれぞれの特性を尊重し、バランスよく機能していくことによって、豊かで活力のある社会の構築が進むものと期待されています。

【具体的なNPO活動の持つ機能】

①多様なニーズへの即応性

NPOは自らの社会的使命に基づいて自由に行動するため、法令や公平性の原則に基づいて行動する行政とは異なり、多様な個々のニーズに対して、迅速かつきめ細かな対応をすることが可能です。

②地域課題、ニーズの発掘

NPO活動のほとんどは、地域に密着した活動であるため、行政区域や行政施策の縦割りにとらわれることなく地域の抱える課題に取り組み、必要な社会的ニーズを発見することができます。

③地域社会における支え合いの機能

NPOは、かねて地域が有していた相互扶助機能を補い、個人や家庭では解決できない課題への対応が可能であり、住民同士の支え合いの場として人々が安心して暮らしていくための仕組みの一つとして機能します。

④意識改革

NPOのもつ地域への熱意や行動力は、それに参加する人やサービスを受ける人のみならず、多くの住民の共感を呼び、社会参加に対する住民意識の向上につながります。

⑤自己実現や生きがいの場の提供

「個人の経験や能力を社会のために活かしたい、新たな生きがいを求めたい」という県民にとって、多様な活動分野をもつNPOは、自己実現や生きがいの場の一つとなります。

⑥行政に対するチェック機能と提言機能

行政と類似領域で活動するNPOは、異なった視点でのサービスを提供しており、行政に対する緊張感や事業に対するチェック機能としての役割を果たします。また、住民生活に根ざした活動を続けるNPOは、斬新な政策アイデアの提供や行政手法の変革を促す力となります。

⑦新たな雇用創出・地域経済の活性化

対価を得て継続的に事業を行うNPOは、新たな視点での産業創出や地域経済の活性化につながる存在として期待されます。また、事業基盤の拡大や安定化は、雇用の場としても機能します。

3. 特定非営利活動法人制度

(1) NPO法【正式名称：特定非営利活動促進法】

阪神・淡路大震災（1995年（平成7年）1月17日発生）では、市民活動団体（NPO）を中心とした民間非営利活動が社会的に大きく注目されました。

このことから、より活躍しやすいよう法人制度の必要性が叫ばれ、アメリカのNPO制度を参考に市民活動団体関係者と超党派の国会議員がともに議論し、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的（NPO法第1条より）」として、1998年（平成10年）に議員立法で成立しました。

NPO法では、市民による非営利で公益目的の活動に対して「特定非営利活動」という領域を設け、福祉、まちづくり、環境保全、災害救援、国際協力など全20分野を定めています。この分野に該当し、不特定多数の利益増進（＝誰もがその法人の活動の利益を受けることができること、法人の活動が社会全般の利益となること）に寄与する活動であれば、法律上の特定非営利活動ということになります。

（2）特定非営利活動とは

NPO法において定められた20種類の分野に該当する特定の活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（※島根県では条例で定められた活動はありません）

（3）特定非営利活動法人（NPO法人）とは

NPO法に基づき、所轄庁において設立の認証を受け、法務局において登記が完了することにより、正式に法人格を取得することとなります。

NPO法人となるための主な基準は次のとおりです。

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としないものであること

- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 理事3名以上、監事1名以上の役員を置いていること
- ⑤ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑦ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ⑧ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ⑨ 10人以上の社員を有するものであること
※詳細は、参考資料参照

4. 島根県のNPO等の現状

①NPO法人数（H25.12末現在）

	NPO法人数	人口10万人あたり
全 国	48,611法人	38.1法人
島根県	268法人	37.9法人
順 位	45位	17位

（参考「内閣府統計情報（H25.12.31現在）」及び「総務省統計局人口推計（H24.10.1現在）」）

島根県は法人絶対数は全国45位ですが、人口10万人あたりにすると全国17位と中位となっています。

②ボランティア活動の行動者率（総務省社会生活基本調査（平成23年）より）

	1位	2位	3位	4位	5位	全国平均
都道府県	山形県	島根県	鹿児島県	鳥取県	岩手県	
行動者率	35.3	34.8	34.4	33.9	33.7	26.3

（注）行動者率…10歳以上人口に占める行動者数の割合（%）

総務省の社会生活基本調査によると、ボランティア活動の行動者率は全国第2位とトップクラスであり、積極的なNPO活動の情報発信等を通じて、活動の受け皿の拡大など活動環境を整えていくことにより、今後NPO活動が一層活発化していく可能性があると考えられます。

③県内のボランティア活動への参加（島根県政世論調査（平成25年）より）

参加している	30.0
参加したいと思うが機会がない	44.0
関心がない	22.0

（注）ボランティア活動への参加（%）

5. 関連施策

島根県では、多様な主体による自主的な活動を促進するため「島根県県民いきいき活動促進条例」を平成17年に制定し、この条例に基づき、「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」を施策の柱とする基本方針を策定しています。

ここではNPO活動推進室ほかの関連施策を紹介します。

①県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の運営

県民、企業、各種団体等の社会貢献活動への参加を応援するために作られたポータルサイトです。

民間の助成情報やNPOが行うイベント、講座などの情報ステーションです。

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

②内閣府NPOポータルサイト

全国のNPO法人の基本的な情報検索や、法人定款、NPO法で提出が義務付けられている近年の事業報告書、財務書類の閲覧が可能です。

<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

③協働推進員制度

協働の推進にあたり、組織としての体制を整備する必要があるため、平成20年から各所属に協働推進員を配置しています。

平成24年からは、NPOとの協働事業や、総務部人事課が所掌している「もっと現場を知る！職員短期派遣研修」の経験者も対象に加え、実務担当者レベルも配置に加えているところです。

④協働推進事業

NPOと行政の協働を推進するため、NPOからの提案を活かした協働事業に取り組んでいます。平成17年度から平成25年度までに、145のNPO等との協働事業を実施してきました。

NPO活動推進室で公募した過去の協働事業の概要をNPO活動推進室ホームページにおいて公開しています。

⑤しまね社会貢献基金

本基金は、島根県内外から寄せられる、一般の方や企業の皆さまからのご寄附と、県の拠出金を原資としたもので、平成21年度に創設されました。

基金に登録している団体が行う事業への支援や、特定のテーマを指定した協働事業に対する支援、しまね協働実践事業をはじめとする公募型協働事業の資金として活用しています。

(しまね社会貢献基金登録団体)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/fund/group.html>

第三章 協働に関する基本的な考え方

1. NPOとの協働の意義及び効果

(1) 協働とは

NPOも行政も、地域の課題解決や、より良い公共サービスを提供するという共通の目的を有しています。

「協働」とは、NPOなどと行政が、共通の目的を達成するために、自立した対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、協力して活動することをいいます。

協働により、きめ細かな公共サービスの提供が可能となったり、県政への県民参加が進んだり、行政サービスの効率化が図られることなども期待されています。

(2) 協働の意義、効果

協働には次のような意義や効果が期待できます。

① 県民ニーズへの適切な対応

多様化・高度化する県民ニーズには、画一的・均一的になりがちな行政のみでは対応が困難ですが、住民ニーズの迅速な把握や柔軟な対応に長けたNPOと行政が協働することで、きめ細やかで適切な公共サービスの提供が可能となります。

② 県政への県民参画の推進

住民ニーズや地域の実情を反映した行政を推進していくことが大切であり、多様な県民によって組織されているNPOと行政の協働は、県政への県民意向の反映手法の一つとして、県民参画を進めるものとなります。

③ 行政サービスの効率化

NPOと行政との協働により、NPO・行政が単独で行う場合よりも、地域課題の解決にとってより質の高い効果や望ましい結果が得られる可能性があります。また、行政とは異なる特性を持ったNPOの考え方や活動に直接触れることは、行政の事業のあり方や職員の意識を変えていくことの契機となり、効率的な行政システムの実現につながります。

2. 協働の領域

NPOは地域課題の解決や、よりよい公共サービスの提供のために活動しており、行政と活動領域が重なる部分があります。

このような領域においては、事業や公共サービスをNPOが単独で行う、または行政が単独で行うよりも、NPOと行政とが双方の特性を活かして、協力・協調して行うことにより、より大きな効果や望ましい結果が得られる場合があります、こうした領域が協働に適した領域といえます。

次の図のとおり、NPOと行政の活動領域のうち、それぞれが独自に行うべきA、E以外において協働が可能です。

← NPOと行政との協働領域 →				
市民の	領域			行政
A 自発的・先駆的 活動を行うNP Oによる独自の 領域	B NPOの主体性 の下に行政が協 力する領域	C NPOと行政が それぞれの主体 性の下に特性を 活かし合い事業 を行う領域	D 行政が主体性を もって事業を行 い、NPOが協 力や参加を行う 領域	E 行政の責任と主 体性によって独 自に行う領域
	NPOが主体と なって行う事業 に対して行政が 後援したり、補 助・助成する事 業等	NPOと行政が 共催や実行委員 会などにより事 業を行ったり企 画立案段階から 協力して行う委 託事業等	行政が事業の大 枠を決めて実施 する委託事業 や、NPOから 施策の提言を受 けて行政が実施 する事業等	

3. 協働の基本原則

NPOと行政が協働事業を行うにあたっては、それぞれが対等な立場で実施していくという意識と姿勢を持ち、事業の実施を通じて相互理解を深め、信頼関係を構築することが重要であり、次の基本原則に沿って行う必要があります。

①対等

双方はパートナーの関係であることを常に意識し、一方が主導、他方が従属するような関係であってはなりません。NPOは行政の監督下にあるような存在ではなく独立した組織であり、またNPOが実施したい事業を行政が手伝うという構図でもありません。いずれも地域を担う主体です。

②自立

協働は、自立した主体間に成り立つものであり、依存関係に陥ることなく、それぞれが自立していることが不可欠です。

③合意

「対等」と「自立」の原則に立てば、協働においては行政とNPOが十分に協議し、事業・目的の遂行にあたって企画段階から評価の段階にいたるすべてにおいて対話を重ね、双方の「合意」に基づいて行う必要があります。

④信頼

NPOと行政とがお互いの違いや特性を認め、長所・短所を認識したうえでそれを相互に補い合うという意識・姿勢が必要です。また、対話を通じて相互理解に努め、信頼関係を築くことで、目的の達成や事業がより効果的に進みます。

⑤責任

協働は、責任の所在があいまいになりがちなため、互いに責任を分担・共有していく姿勢と仕組みが不可欠です。それぞれの主体の目標が違っていても、協働事業における目的の共有化と守備範囲や役割分担は明確にする必要があります。

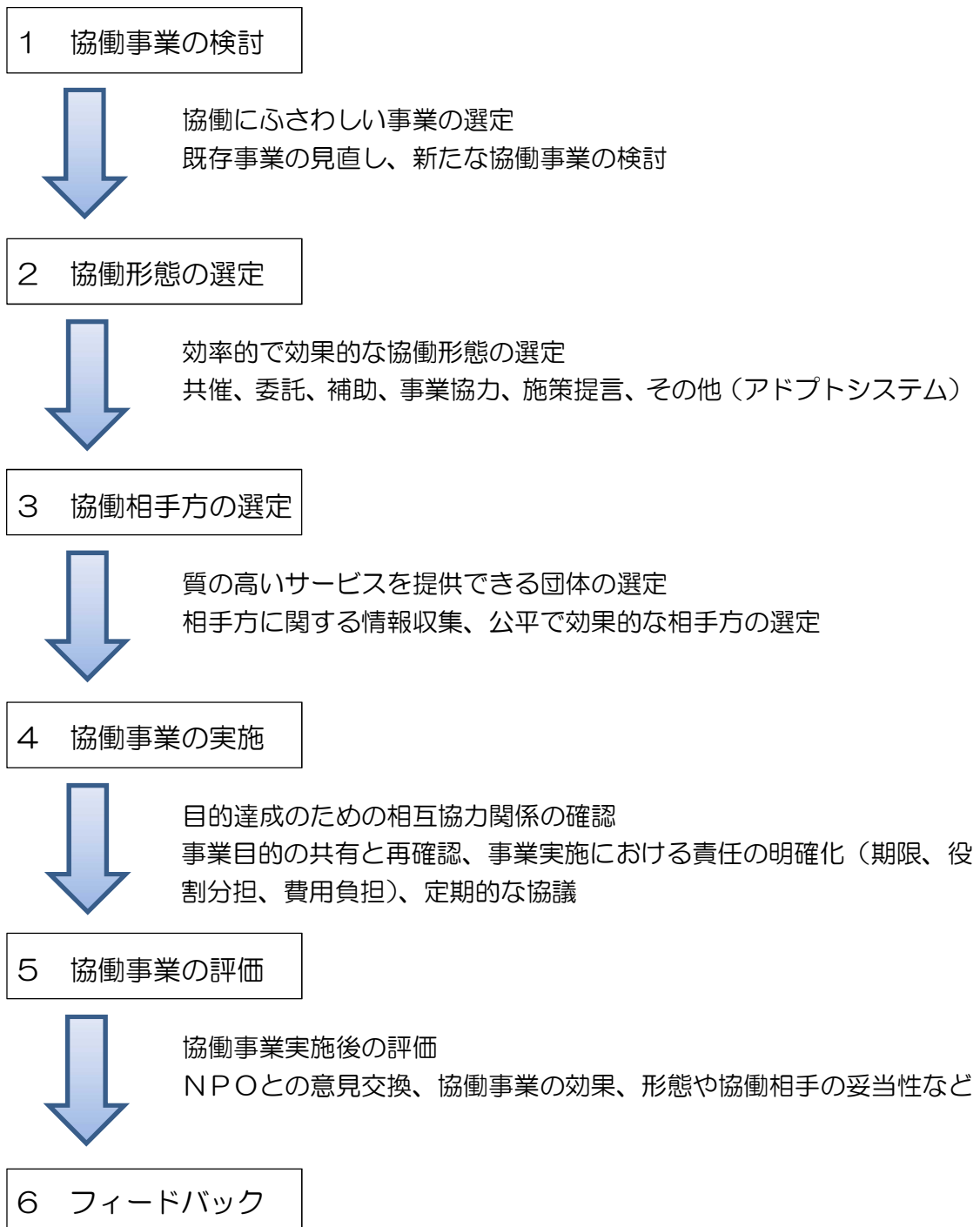
⑥公開

NPOと行政の協働は、直接には関与しない県民等に対してもその関係が透明でなければなりません。そのためには、協働事業の結果はもとより、相手方の選定や実施のプロセスについても情報が公開されている必要があります。

⑦公平

協働事業に参画する機会は、原則として様々な主体に等しく開かれていなければなりません。また、協働相手の選定や協働事業の評価などは、広く理解を得られるような基準に基づいて行われる必要があります。

第Ⅳ章 協働事業の進め方



1. 協働事業の検討

NPOと行政は、共に公益、非営利の領域で活動していますが、事業により協力できる場合もあれば、対立または競合する場合があります。

協働に適している事業は、NPOと行政とが協力して行うことにより、行政あるいはNPOがそれぞれ単独で行うよりも質の高い実施効果をあげる(1+1>2)ことが期待できる事業です。

このような視点で常に事業を見つめ直し、協働の可能性を積極的に検討していく必要があります。

また、協働事業を検討する場合には、県民のニーズ、協働の可能性、効果などについて検討し、企画案を公募するなどNPOの意見を取り入れた効果的な協働事業の検討に努める必要があります。

協働事業の検討には、「①既存事業の見直し、②新たな協働事業の実施」の2種類があり、選定にあたっては次の視点により検討する必要があります。

具体的な事業検討の視点

- ① 既存事業を協働化する場合
 - ・ 事業効果がより向上するか
 - ・ 県民参画の向上につながるか
 - ・ コストと事業効果の向上とのバランスはどうか

- ② 新たな事業を検討する場合
 - ・ 高い県民ニーズがあるか
 - ・ 行政が実施すべき事業か
 - ・ 協働の特性を活かした事業となるか
 - ・ 県民参画の向上につながるか
 - ・ コストと事業効果の向上とのバランスはどうか など

2. 協働にふさわしい事業

①多くの県民の参加が望ましい事業

NPOは多彩な人的ネットワークを有するとともに、県民自身がNPO活動に参画していることから、参加者の立場にたった運営が期待され、県民の参画につながるイベントや講習会・研修会など普及、啓発事業に効果的である。

②地域の実情にあわせることが必要な事業

NPO活動のほとんどは、地元密着を基本としているため、地域の環境保全や福祉サービス、伝統文化保存などの事業を実施する場合には、NPOとの協働によって、事業が地域の実情を踏まえたものとなり、事業効果の向上が期待できる。

③NPOのもつ様々な長所が活かせる事業

NPOはそれぞれの分野で継続的な活動をしているため、その活動分野における専門知識やノウハウ、ネットワークを有しており、企画段階から参画を求めるとして、行政にない発想を盛り込んだ効果的な事業実施が期待できる。

④きめ細かく、柔軟なサービスを必要とする事業

公平性や普遍性が求められる行政と異なり、NPOは社会的使命の達成を目的としており、NPOと協働することにより、多様な個別のニーズに対して、迅速かつきめ細かな対応が可能である。

⑤NPOの特性を活かした先駆的な事業

NPOは制度や公平性にとらわれず自主的・自発的に活動を行っており、行政が制度的に対応できにくい分野においても、協働することにより効果的に事業が実施できる。

3. 協働形態の選定

協働事業の具体化にあたっては、事業目的の実現のために、最も効率的で効果的な形態を選択することが必要であり、また、どのような形態であっても、責任の所在や役割分担、経費負担を明確にしなければなりません。

今後、協働が進むことで新たな協働形態が生まれる可能性があります。このため、既存の形態にとらわれず、各事業に最もふさわしい形態を柔軟に検討し、導入することも必要です。

4. 相手方の選定

NPOは、組織の形態や運営状況、活動内容など多種多様です。

協働事業を効果的に行うためには、質の高いサービスを提供できる企画力や事業遂行能力のある団体を選定する必要があります。このため、NPOに関する情報を広く収集して、選定に役立てていくことが必要です。

また、NPOとの契約は特例ではなく、他の契約と同様、法的な根拠を明確にし、透明性や公平性を心がけることはいうまでもありません。

(1) 協働相手の選定基準の例（事業毎に事業担当課で決定）

相手方を選定する際には、NPOの活動実績や事業執行能力の確認が重要です。相手方として、原則的には法人格の有無を問う必要はありません。

- ・ 活動内容・活動実績（設立からの経過年数、事業実施経験の有無）
- ・ 事業執行能力（年間を通じた活動の有無、事業計画・実績、収支予算・決算）
- ・ 財政の状況（収支の健全性、事業規模）
- ・ 組織運営の透明性（事業報告書等の公開、自己評価の有無）

(2) 契約行為を伴う相手方の選定

公共団体の契約は一般競争入札を原則としていますが、NPOの独自性や柔軟性を活かすことで、事業効果の向上を目的とする協働事業においては、価格競争のみの契約はなじまないと考えられ、次の方式により相手方を選定することも必要です。

① プロポーザル方式

- ・ 行政が事業の目的を示し、執行方法は概略的に示す形で複数の相手方から企画の提案を受けるもの
- ・ 企画力や執行能力、価格等を総合的に比較・審査し、もっとも適した相手方と随意契約することとなる
- ・ 審査にあたっては行政以外の第三者を加えるなど、透明性の確保が必要
※この方式に関しては『プロポーザル方式等による選定手続における情報提供基準』（総務部総務課）が示されています

② いわゆる特命随契

- ・ 特殊な業務内容や目指すものが特殊であるため、目的そのもので相手方が特定される場合に例外的に選択する方法（選択した理由の高い客観性が求められる）

(3) 契約行為を伴わない相手方の選定

契約行為を伴わない協働のケースもあるが、相手方の選定にあたっては、幅広い相手方の選択や、NPOの参加機会の公平性を心がける必要があります。

5. 協働事業の実施

事業の実施にあたっては、協働の枠組みを明確にする必要があります。

事業の目的、期限、責任の明確化、費用負担の事前協議などの重要な事項については、契約書等の有無にかかわらず、事前に文書で取り交わしておく必要があります。

また、事業実施中においても、定期的な協議機会を設けるなど、進捗状況を適切に把握していく必要があります。

事業実施に関する確認事項

①事業目的の共有

事業実施前に事業目的の共有と再確認を行っておく

②目的達成のための相互協力関係の確認

共有化された事業目的の達成のために、相互に協力する意思があるかどうかを再度確認し、関係に問題が生じた時には双方で十分に協議する

③事業実施における責任の明確化

不測の事態を想定しておき、双方で責任の所在について協議しておく

④事業実施に関する役割分担の再確認

事業前から役割分担について十分に協議し、事業実施時には誠実に対応する

⑤関係の時限性の確認

協働関係の時限性について相互に確認しておく

⑥事業実施中における定期的な協議の実施

事業実施中においても定期的に双方で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるように努める

第V章 主な形態別の協働事業

1. 共催

- ◆ 行政とNPOがともに主催者となって、共同して事業を行う形態
- ◆ イベントなどにおける実行委員会が典型例である

【効果】

- ◆ 参画団体それぞれがもつノウハウやネットワークが活用される
- ◆ 事業計画、実施にあたりNPOの持つ専門的な知識を活かすことができる
- ◆ 県民の視点が活かされた事業の企画、実施が可能になる
- ◆ NPO相互の連携が図れる

【ポイント】

- ◆ 実施段階になってからNPOの参画を求めるのではなく、企画、運営、評価に至るまで、あらゆる局面で協働関係を保つことが必要である
- ◆ 行政が主導となる場合が多く、それぞれが持つネットワークを最大限に活かせるように進める

【留意点】

- ◆ 相互の役割分担、経費分担などを企画段階で決めておく
- ◆ NPO側にも主催者としての社会的責任が求められることを確認しておく
- ◆ イベント等におけるトラブルの防止等についての意識を双方で徹底する

事業例

- ◆ NPOフォーラム実行委員会（多くの県民の参加が望ましい事業）

NPOに対する住民の理解を深め、参加を促すためのイベントである。計画の初期段階からNPO、ボランティア、行政等で構成する実行委員会を組織し、住民が参加しやすい企画や内容になるよう意見交換を行った。実施にあたっては、実行委員会の構成員が主体的に企画・運営できるような事業の組み立てとした。フォーラムが住民の視点に立ったものとなり、参加者から高い評価が得られた。

2. 委託

- ◆ 行政が実施主体となり、NPOとの委託契約関係により共同で事業を実施する形態

【効果】

- ◆ NPOのもつ専門性や地域性が活かした効果が期待でき、県民ニーズにあったサービスが提供できる

【ポイント】

- ◆ 行政が直接実施するよりもNPOの地域性や専門性などの特性を活かすことにより事業執行が効率的・効果的なものとなることが前提
- ◆ 事業実施の責任や事業成果物の帰属、事業結果責任は、原則として行政側にある
- ◆ NPOは行政の下請けではなく、事業の質の向上や事業効果の向上を目指す視点での仕様書作成、事業実施が必要である
- ◆ 情報提供や情報交換を行うなど、双方の理解と合意のもとに事業が円滑に執行できるよう努める

【留意点】

- ◆ 契約の履行に当たって個人情報（プライバシー）保護が必要な場合は、仕様書及び契約書に明記した上で、その徹底を図る
- ◆ 事業実施者が完了後成果物を利用するなど、成果物の帰属に関して取り決めが必要な場合は、あらかじめ双方で確認し、契約書に明記する
- ◆ 「NPO＝ボランティア」ではないことを認識し、事業実施に直接必要となる人件費や、組織運営のための間接経費を積算に加える
- ◆ 事業の進行管理をNPOに任せっ放しにせず、委託費の使途なども含め、必要に応じて進捗管理を行い、契約内容に変更が必要な場合は速やかに双方で協議する
- ◆ 契約相手となるNPOの自主財源の状況を鑑み、必要に応じて概算払い等を検討し、その内容を契約書に明記する

事業例

- ◆ 【子育て応援地域ポータルサイト】構築プロジェクト

さまざまな子育て支援情報を行政・専門機関・市民活動団体等の各所が個別バラバラに発信していて、子育て中のお母さんなど必要な人に届きにくく、せっかくの身近な支援活動が子育て家庭に有効に届いていない。

行政や市民活動団体が一体となって、子育てを支援する地域情報ポータルサイトを構築することにより、情報の一元化が図られ、当事者はより効率的に情報を得られ、行政を含む支援者はターゲットをしぼった活動PRが可能となる。

- ◆ 官民協働による防災パッケージ「島根モデル」事業

地域住民で組織する「自主防災組織」の組織率が全国40位と低く、現状では災害時に地域住民だけで地域を守ることが難しい中で、外部支援ボランティアの受入を前提にした復旧、復興を考える必要があり、行政の「自主防災組織」への支援と、提案団体のボランティアを受け入れる体制「受援力」をパッケージ化し、地域の防災力向上につなげる。

3. 補助

- ◆ NPOが主体的に行う公益性の高い事業に対し、補助・助成等を行う形態

【効果】

- ◆ 行政が対応しにくい先駆的・実験的な事業などの実施により、きめ細やかなサービスが可能となる

【ポイント】

- ◆ 助成金（補助金）は短期的には効果があるが、NPO本来の自主性を阻害する可能性がある
- ◆ 事業の社会貢献度や客観的効果を的確に把握しておく必要がある
- ◆ 透明性を確保するため、補助事業者決定にあたっては第三者を加えた審査を行うことが望ましい

【留意点】

- ◆ 支出使途や完了報告、個人情報（プライバシー）保護等については、交付段階でしっかり説明し、交付目的に反して支出されないことがないよう徹底する
- ◆ 補助事業完了後の成果物や取得財産などは、原則、補助事業者に帰属するが、取得財産の処分の制限など、募集要項や交付決定通知に明記する
- ◆ 補助金交付額の変更がなくても、内容の変更があった場合は変更交付申請が必要なことなどをあらかじめ説明しておく
- ◆ 補助金を交付するNPOの自主財源の状況を鑑み、必要に応じて概算払いでの対応を検討する

事業例

- ◆ 「木の駅プロジェクト」応援事業

手入れ不足の山林がたくさんあり、森林組合等の事業体を中心に間伐等を実施しているが、手入れ不足の山林が広すぎて手が行き届かない中、中小山林所有者の間伐とそれに伴う木材利用を促進する「木の駅プロジェクト」のノウハウを県内で普及させるため、県関係所属に加えて、地元自治体や地元NPOとが協働して、過疎山村の再生を目指す。

初年度は県からの補助事業として地元に根付かせ、翌年度からは地元自治体が予算化することにより、そのノウハウを引き続き継続して、事業を実施している。

- ◆ 職場で取り組む健康づくり推進事業

働き盛り世代の運動に対する関心の低さや運動習慣の定着不足が大きな課題と考え、心とからだ両方のバランスのとれた健康づくりを目的として、職場で気軽にできるプログラムの作成をNPOが、心のケアの出前教室を行政が担い、官民一体となって事業所などに出向いて、効果的に働き盛り世代の健康づくりを進める。

それぞれの専門性を活かし、異なるフィールドで事業を実施していたNPOと行政と一緒にニーズ調査を行うことで、より効果的に普及させていくことができた。

4. 事業協力

- ◆ NPOが自主的に行う、公益性の高い事業などに対して行政が後援等を行う形態

【効果】

- ◆ 行政が後援等することで当該事業の社会的な信用度が高まり、事業効果の向上が期待できる

【ポイント】

- ◆ 「法人格がない」「過去に後援実績がない」などの理由で断るのではなく、事業内容が行政施策方針と一致しているかなど、公益性の視点から判断する

【留意点】

- ◆ 個々の事業に対する後援であって、実施する団体に対するものではない
- ◆ 事業終了後、行政に報告が必要になることなど、後援承諾通知にNPO側の責任を明記しておく
- ◆ 名義後援を行う場合は、あわせて広報掲載等の可能性を検討するとよい

事業例

- ◆ 地域づくり研修会（事業協力）

全国的な活動を範囲とするNPO法人が行う地域づくり研修会に対し、後援を行うとともに、研修会場を提供した。開催地の自治体が後援することにより、信用が高まるとともに、利便性の高い開催場所になったため多くの参加につながった。

5. 施策提言

- ◆ 施策提言を受けることや施策の企画立案段階からの参画を求め、多様なNPOの意見を活かしていく形態
- ◆ 政策等の審議会や懇談会へNPOの参画を求める等の形態もある

【効果】

- ◆ 地域における実践活動を通じて得られた県民からの視点を踏まえた提案を受けることにより、より充実した施策となることが期待できる
- ◆ 多様で幅広い意見を求めることにより、より効果的な施策が可能となる

【ポイント】

- ◆ 提言された施策が地域課題の有効な解決につながるかどうかの判断は、行政の責任で行う
- ◆ 実現が困難な企画など対応が難しいものもあるが、建設的に提言内容を事業に反映させようとする姿勢と努力が必要である

【留意点】

- ◆ 複数の行政組織をまたがる提案等も予想されるが、提案内容の中心となる組織が連携を図り、責任ある検討をしていくことが必要

事業例

- ◆ ふるさと公園づくり

特徴ある地域づくりを行っているNPO法人が、地域住民や企業に呼びかけ、市民の手作り公園のためのワークショップを開催し、公園整備事業に関する提言を行い、行政がその提言に沿った形で、公園整備ができた。地域住民に、自分たちの手作りによる施設との意識が芽生え、完成後の管理も自主的・柔軟に対応してもらっている。

- ◆ 市民散策道路整備計画

市民散策道路整備にあたって、利用する市民の立場にたった計画にするため、地域の住民による意見交換会を依頼し、集約された意見をもととする施策提案を受けた。

6. その他（アドプトシステム（adopt：養子縁組））

- ◆地域に密着したNPOがその地域にある道路や河川などの公共施設の「里親」となって、清掃や植生管理などを行うもの
- ◆行政は、必要な用具の貸与や傷害保険の負担、活動団体の掲示、敷地や施設の一部の提供などを行うもの
- ◆地域に密着した団体が協力することにより、自主的で柔軟な管理ができる

【効果】

- ◆施設に対する県民の愛着心が生まれるとともに、まちづくりへの住民参加を広げることに繋がる

【ポイント】

- ◆単なる下請化ではなく、管理手法などについてNPOから自主的な工夫による提言があった場合に、責任ある検討をするなど、NPOとの信頼関係の維持・向上に留意する必要がある

【留意点】

- ◆資材提供や保険の有無など、NPO側に責任をもって活動をしてもらえるよう行政からも促す

事業例

- ◆ハートフルしまね

道路や河川、海岸など地域の清掃ボランティア活動に意欲を持つ団体や企業、あるいは個人を「実施団体」として認定し、一定エリアの清掃や花壇整備などを行うもの。施設管理者は万が一の事故に備えて傷害保険の加入手続き及び保険料を負担し、ボランティア活動を行っている団体名・企業名などを記入した表示板を設置する。住民自身が地域の清掃などを行うことにより、愛着心が深まるとともに、マナー向上にもつながっている。

その他、今後、様々な分野で協働が行われることで、例示した形態以外のものが生み出されることも考えられる。

島根県県民いきいき活動を促進するロゴマーク・キャッチフレーズ



あなたです
いきいき島根の
サポーター

参 考 資 料

1. NPO法人となるための基準
2. 協働のポイント（再掲）、一般的なスケジュール
3. 協働事業事前確認シート
4. 協働事業評価シート
5. 補助事業と委託事業の主な違い
6. 「新しい公共支援事業」募集要項、事務手引き

NPO法人となるための基準

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

(法第2条第2項)

「主たる目的」とは、活動全体における特定非営利活動の占める割合が50%以上であることをいいます。50%以上であるかの判断は、活動の事業費などから総合的に判断する必要があります。

② 営利を目的としないものであること

(法第2条第2項第1号)

「営利を目的としない」とは、活動によって得られた収益を、NPO法人の構成員である社員等に分配してはならないということです。労働の対価として雇用している職員に対して適正な金額で給与や報酬を支払うことは何ら問題ありません。

また、特定非営利活動を行ううえで必要な費用を得るために、販売活動を行ったり、有償サービスを提供することは問題ありませんが、これによって得られた収益は次の活動を行うために使うこととなります。

③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

(法第2条第2項第1号イ)

「社員」とは、NPO法人の総会において議決権を有する会員（「正会員」）を社員といいます。会社に勤務する従業員や職員という意味ではありません。

NPO法人は広く市民に開かれた運営をしなければならないとの観点から、社員には誰でも自由になることができ、自由にやめることができることが原則です。条件を設ける場合は、その条件が社会通念や合理性にかなったものであることが必要です。

④ 理事3名以上、監事1名以上の役員を置いていること

(法第15条)

NPO法人は、理事3名以上、監事1名以上の役員を置かなければなりません。監事は、理事又は特定非営利活動の職員を兼ねることはできません。

⑤ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

(法第2条第2項第1号ロ)

役員としての労働の対価は「役員報酬」として社会通念上適正な金額を支払うことができます。会議に出席するための交通費相当額や、NPO法人の職員（いわゆるNPO法人で働く人をいいます）として支払われる給与は役員報酬に該当しません。

⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと

(法第2条第2項第2号イ、ロ)

宗教活動とは、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」をいいます。

政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」をいいます。

※主たる目的かどうかの割合は、事業費や活動内容等で総合的に判断します。

⑦ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと

(法第2条第2項第2号ハ)

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。(公職選挙法第3条)

⑧ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

(法第12条第1項第3号)

暴力団がNPO法人を設立し、特定非営利活動を隠れ蓑にして反社会的活動を行うことを防ぐため、これらの疑いがある場合は、所轄庁は警察庁長官または警察本部長に意見聴取を行うことができます。

⑨ 10人以上の社員を有するものであること

(法第12条第1項第4号)

NPO法人が組織的に活動が行うことができる最低限の人数を定めています。

社員には誰でも自由になることができ、NPO法人の役員も社員になることができます。(社員総会における表決は社員としての一票のみ)

【Memo】「認証」とは？

NPO法において、法に規定する設立要件に適合すると認めるときには、所轄庁は認証しなければならないとされています。

認証は、所轄庁がNPO法人の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。NPO法人は、活動や会計等の情報を積極的に公開し、社会における信頼性を高めることが求められます。

※認証・・・「一定の行為又は文書の成立あるいは記載が正当な手続によってなされたことを公の機関が確認、証明すること」(内閣府による定義)

協働のポイント（再掲）

効果的な協働に取り組むためには、最適な組織・団体とそれぞれの特性や特徴を理解し合うことが重要で、その上で、

- （１）取り組みの必要性と活動の目的
- （２）組織・団体の特徴を活かした役割分担
- （３）活動の将来展望

など、細部に渡って企画立案段階から合意し、

- （４）取り組みの進捗状況
- （５）事業進捗に伴う課題
- （６）課題に応じた取り組み

について共有・合意しつつ、取り組みを進めていくことが重要です。

事業の実施前には、次ページにある事前確認シートなどを用い、事業目的や地域課題、お互いに理解してもらいたい特性等を相互で共有しておきましょう。

なお、次ページに協働事業実施の一般的なスケジュールを添付しているため、提案公募型協働事業を実施する際の参考にして下さい。

協働事業事前確認シート

作成日	平成 年 月 日	団体名		担当所属	
協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 事業協力（後援等） <input type="checkbox"/> 施策提言 <input type="checkbox"/> その他				
事業名		実施期間		概算経費	

	チェックポイント	確認した内容
1 事業目的と解決を図る地域課題の整合性	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的は明確か（公益性など） 地域の課題は明確か 事業目的と地域課題との整合がとれているか 	
2 協働の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 施策目的に合う事業か（県として解決すべき課題か） NPOの特性が活かされるか 協働を行うメリットが明確になっているか 行政単独で行うよりも高い効果が期待できるか 	
3 事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 計画どおり実施すれば事業目的が達成されるか 県費支出は適当か、予算規模は適正か NPOと行政の役割分担は適当か 協働関係はいつまで必要か 	
4 事業の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進行を協働で管理できるか 定期的な事業に関する協議の場を設けられるか 事業予算の管理を任せることができるか 	
5 責任の所在	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の責任の所在は明確か 著作権など、成果物の権利をどうするか 	
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> 相手方NPOに理解してもらいたい行政の特性、事情など 	

協働事業評価シート

事業名			
団体名		所属名	

評価（A：十分満足 B：満足 C：不満）

項目	評価
①適切な目標設定がなされたか	
②設定した目標が達成されたか	
③受益者の満足度は高まったか	
④当事者の満足度は高まったか	
⑤協働という手法は適切だったか	
⑥役割分担は適切だったか	
⑦事業に最もふさわしい協働形態が選択されたか	
⑧協働相手の選定過程は適切だったか	
⑨協働相手は適切だったか	
⑩協働に際し、重要と思われる事項を事前に確認しあったか	
⑪事業は円滑に実施されたか	
⑫効果に見合うコストとなっているか	
⑬行政コストの低減が図られた、又は同コストでサービスの厚み（質・量）が増したか	
事業全体をとおしての総合評価	
コメント（今後に向けての改善事項等）	

補助事業と委託事業の主な違い

	委 託	補 助
事業主体	委託者（行政）	補助を受けた者（NPO）
事業成果 （著作権等）	委託者（行政）に帰属	補助を受けた者（NPO）に帰属
人件費	算定する 경우가一般的	補助目的により算定する場合あり
支払方法	原則は完了払い	規定により前払い、分割払いも可
事業完了	完了報告、検査の実施	決算書、実績報告書の提出

「新しい公共支援事業」募集要項、事務手引き

NPO活動推進室ではNPOと行政の提案公募型協働事業を募集しています。

平成23年度、24年度において実施した「新しい公共支援事業」では次のような募集要項、事務手引きにより事業実施、監査を行いました。

公募事業を行う、あるいは証拠書類の整理などを団体に伝える際の参考にしてください。

新しい公共の場づくりのためのモデル事業募集要項

平成23年4月22日
島根県NPO活動推進室

1 趣旨

内閣府が定める「新しい公共支援事業実施要領(平成23年2月)」及び「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン(平成23年4月)」、島根県が定める「島根県新しい公共支援事業基本方針・事業計画(平成23年4月)」及び「島根県社会貢献活動促進基金実施要綱(平成21年4月)」に基づき、地域における諸課題の解決に向けてNPO等、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して取り組む先進的な事業の中で、多様な担い手からなる新しい公共の体制を構築し問題解決を図り、そのプロセスが他の地域のモデルとなるような事業を募集します。

なお、東日本大震災への対応の諸課題解決に向けた取り組み(震災対応案件)についても、本事業の対象とします。

2 定義

(1)新しい公共とは

「官」だけではなく、県民、NPO等や企業が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

(2)NPO等とは

特定非営利活動法人、ボランティア団体、地縁団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人等の民間非営利組織。

3 応募資格者

①NPO等と県内各市町村又は島根県等を構成員に含む協議体

※協議体は以下の要件を満たすこと

- ・構成員、事務局、代表者、代表権の範囲、意思決定方法、解散した場合の地位継承者、事務処理・会計処理方法、運営に関して必要な事項について、規約その他の規程が作成されていること
- ・規約その他の規程に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること

②県内各市町村又は島根県等

※NPO等との連携が必須

4 事業の採択要件

- (1) 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルとなるもの
- (2) NPO等と県や市町村が多様な担い手(概ね5者以上)とともに協働して地域の諸課題に当たる仕組みを立ち上げ、新しい公共による取組みを進めるもの。
- (3) 事業成果が一時的なものとならないように当該事業終了後もその仕組みを活用した取組みを継続させられるもの

5 事業の実施期間

平成23年7月から平成25年3月までを予定しています。

ただし、各年度においてその年度を実施期間とし、必要額を交付します。

※平成24年度については、平成23年度の事業実施状況及び県の予算状況等により事業の継続の有無、
額等を決定しますので御承知ください。

6 対象となる経費

(1) 対象となる経費

事業に必要な人件費(関係行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く)、諸謝金(委員、講師等)、旅費(職員、委員、講師等)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費等

その他、事業を実施するために必要かつ適切な経費については、別途ご相談ください。

人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

区 分		1人当たり単価	
人 件 費	①事業を運営するスタッフ	8,475 円/日	
	②アルバイト等	6,000 円/日	
	③有償ボランティア	5,136 円/日 (最低賃金 642 円/時間)	
報 償 費 (講 師 謝 金 等)	①研修会等	大学教授・准教授級	6,300 円/時間
		その他(専門的知見を要する場合)	5,100 円/時間
		その他	3,000 円/時間
	②大規模な講演会等	県外講師 100,000 円/回	県内講師 50,000 円/回 (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	③コーディネーター・ パネラー	県外講師 50,000 円/回	県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、 適宜単価差を設けること)

なお、委託で実施する場合の間接経費(研修会参加経費、関係者との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動 PR 費、事務用品費、電話代等)については、直接事業費500万円未満の場合は3割、500万円以上の場合は2割を上限として認めます。

また、施設等の整備及び設備備品の購入については、原則対象外とします。

ただし、申請事業を実施するに当たり、必要不可欠なものであり、終了後の取り扱いが明らかかつ確実なものについては、運営委員会で審査した後、対象経費の1/2を上限に認める場合もあります。

事業採択後、「協働に関する研修会」(事業開始時と中間の2回)にご案内しますので、ご参加いただきます。

(2) 対象外経費

経常的な経費、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費

行政による他の補助金等に採択されている事業は対象外とします。ただし、補助対象部分が明確に区分できる場合はこの限りではありません。

また、行政による他の補助制度等の対象となりうる事業は当該補助制度等を優先活用することとし、当該補助制度等の活用が困難な場合は、本事業の対象として認めます。

(3) 金 額

1件の申請につき、100万円から1000万円までとします。(モデル事業の総予算は5,000万円程度)

(4) 収入額の返還

当該事業の実施により、発生した収入がある場合、得られた収入は対象事業費から差し引いてください。

7 募集期間

平成23年4月27日(水)から5月27日(金) までとします。(必着)

8 応募方法

応募する場合は、様式第1号～第3号(様式:下記ホームページからダウンロードまたは提出先に請求)及び添付書類を窓口へ提出してください。

また、書類の作成等について疑問な点がある場合も、窓口にお問い合わせください。

(様式のダウンロード)

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室 <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

①事業申請書(様式第1号)

②申請事業の概要(様式第2号)

③詳細説明資料(様式第3号)

④参考資料

・団体要件を満たすことがわかる規約その他の規程

・団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料(添付任意、A4サイズ10枚以内)

提出先・相談窓口

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO 活動推進室

〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁6F 電話:0852-22-6099 ファクシミリ:0852-22-5636

E-mail: npo@pref.shimane.lg.jp

9 審査

(1) 必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等の対応をお願いすることがあります。

(2) 選考は、民間有識者等で構成する審査会で行います(6月中旬を予定)。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションをしていただきます。

なお、審査に当たっては、必要に応じて事前に提案に関係する団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

<審査基準>

区 分	内 容
支援事業の趣旨・目的に合致するか	・支援事業の趣旨に合致するか ・目的、計画が妥当であるか
地域の諸課題の解決に向けた先進的・発展的な取り組みであるか	・事業に新規性・先進性はあるか ・事業により仕組みや社会を大きく変える成果を期待できるか ・事業に継続性・発展性・普及性はあるか
NPO等の提言などをもとにNPO等と都道府県・市町村が連携して実施主体になるものか	・NPO等と行政の連携があるか ・NPO等が自発的・主体的に活動できる環境が整うことが期待できるか
地域の諸課題解決のために多様な担い手からなる体制を整備できるか又は整備しているか	・多様な担い手が関与する仕組みとなっているか ・事業終了後も体制が継続し、地域の課題解決に引き続き取り組めるか ・事業終了後の活動継続のため、人材育成につながる仕組みとなることが期待できるか

10 採択・決定

- (1) 採択した事業については、実施方法・額などについて条件を付す場合があります。
- (2) 額については、審査会後に経費の内容等を精査の上決定します。

11 事業実施

採択・決定された自治体等又は協議体に事業費を交付し、事業を実施していただきます。

12 事業評価と事業の継続

- (1) 毎年度終了後、事業報告書を提出していただきます。
- (2) 事業の継続は、事業の実施状況や次年度以降の事業計画の内容等については、審査の上、決定することとします。

13 情報公開

事業の実施状況及び前項の報告等の内容については、その概要等をホームページ等により広く紹介させていただきます。

14 その他

- (1) 提出いただいた書類等については、返却しませんのでご注意ください。
また、提出いただいた提案内容は、事業名を除き公表しません。(採択された提案を除く)
- (2) 申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及び関係者に不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とします。

15 震災対応案件

東日本大震災への対応の諸課題解決に向けた提案事業については、緊急を要するなどやむをえない場合は、前述の規定にかかわらず、県の判断で採択する場合があります。

整理番号

平成 年 月 日

島根県知事 氏名 様

(団体・組織名)
 代表者の役職名及び氏名 印
 (都道府県・市町村名)
 代表者の役職名及び氏名 印
 (協議体名)
 代表者の役職名及び氏名 印

新しい公共支援事業による支援の申請について
 (新しい公共の場づくりのためのモデル事業分)

新しい公共支援事業について、以下のとおり支援を申請する。

1. 支援申請者情報（該当する□にチェック、以下同様）

(1) NPO等

(複数のNPO等が協議体の構成員の場合、本事業の主担当者となるNPO等について記載)

団体の種類	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 地縁組織 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 任意団体 (法人格なし)
団体・組織名	
主たる事務所の所在地	
本件の担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
ホームページ	
団体設立年月日	西暦 2000年 00月 00日
法人設立登記年月日	西暦 2000年 00月 00日
活動目的	
主たる活動範囲	<input type="checkbox"/> 市町村内 () <input type="checkbox"/> 都道府県内 <input type="checkbox"/> 複数都道府県内 () <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 海外
会員数(社員総数)	
事務局体制	有給常勤 () 名 有給非常勤 () 名 無給常勤及び無給非常勤 () 名
収入総額	直近の事業年度 () 百万円 (西暦 2000年 00月 ~ 2000年 00月)

(2) 都道府県・市町村等

市区町村等名	<input type="checkbox"/> 市町村等（ ） <input type="checkbox"/> 都道府県
担当者部局名	
本件の担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

(3) 協議体

協議体名		
構成員	NPO等（上記（1）以外）の名称	
	市町村等（市町村名及び部局名）	<input type="checkbox"/> 市町村等（ ） <input type="checkbox"/> 都道府県
	その他の団体・組織等の名称	
主たる事務所の所在地		
本件の担当者名		
電話番号		
メールアドレス		

- 代表者が定められていること。
- 実施要領第5の2の(5)の④のウの事項を定めた協議体の規約等が作成されていること。（当該規約等を添付すること）
- 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2. 支援を申請するモデル事業情報
別紙を参照。

3. モデル事業としての要件等の確認（自己申告）

(1) 当該モデル事業は、下記の事項に該当することを申告する。

- 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルになるものであること。
- NPO等と都道府県・市区町村は、当該モデル事業の実施にあたり、多様な担い手（NPO等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーは概ね5団体以上の幅広い参画を目標とする。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体（以下「会議体」という。）を立ち上げ、「新しい公共」による取組を進めるものであること。
- 事業成果が一時的なものとならないように、当該モデル事業終了後もこの会議体を活用した取組を継続させる予定であること。

(2) 当該モデル事業は、

- 下記の項目に該当する。
- 下記の項目に該当しない。

- ・ 応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取組の強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むものであること。

4. 必要とする支援額

支援額（千円）	
内訳	(1) ○○○○のための○○○○に係る経費（内訳 ○○○○、○○○○） (2) ○○○○のための○○○○に係る経費（内訳 ○○○○、○○○○） (3) ○○○○のための○○○○に係る経費（内訳 ○○○○、○○○○）
	合計○○千円（支援額の必要な時期）2000.00～○○千円、2000.00～○○千円

5. 情報開示の状況（標準開示フォーマットによる情報開示の状況及び予定）

※ 関連するNPO等（NPO等が複数の場合、本事業の中心的なNPO等及び助成を受ける予定のNPO等）について記載

※ 島根県における標準開示フォーマットによる情報開示は、しまね地域ポータルサイト「だんだん」（<http://shimane.canpan.info/>）内の認証団体（http://shimane.canpan.info/dantai_list.html）としての情報開示によります。

既に開示済み

今後開示予定（年月頃開示予定）

6. 財務報告の状況

※ 関連するNPO等（NPO等が複数の場合、本事業の中心的なNPO等及び助成を受ける予定のNPO等）について記載

当該団体・組織等は、理解しやすい財務報告であることを申告する。（自己申告）

今後、財務報告を改善する予定（年月頃まで）

7. 都道府県による情報開示及び運営委員会の評価への協力等

今後、以下の事項を誠実に実行する。

- ア 実施要領第4の8に基づく報告（様式4、4-3）、自己評価及び運営委員会による第三者評価への協力
- イ 実施要領第4の13の(2)に基づく検査への協力
- ウ 実施要領第5の7の(2)に基づく調査への協力

8. 添付書類

- (1) 協議体が申請する場合、協議体の規約等
- (2) その他参考となる書類

支援を申請するモデル事業
 (新しい公共の場づくりのためのモデル事業分)

モデル事業名	
分類	※チェックは不要です（県で記載） <input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> NPO支援重点化枠 <input type="checkbox"/> 震災対応
事業実施主体名	
事業概要	※ 事業の概要が分かるように、100～150字程度で簡潔にまとめて記載してください。
事業内容	<p>※ 事業の背景・目的、内容、実施計画、実施体制（直接、委託、助成を含めて）、支援費の配分、概略スケジュール、期待される成果等について記載してください。</p> <p>※ その際には、モデル事業としての要件（実施要領第5の2の(5)③の要件）や審査の視点（支援事業の趣旨との関係、目的及び計画等の妥当性、事業の波及効果、事業の継続性・発展性、新規性・先導性等）を踏まえて、記載してください。</p>
マルチステークホルダー（会議体）の体制及び取組予定	
支援額／全体事業費	<input type="text"/> 千円 / <input type="text"/> 千円
事業期間	西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月～ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月頃

新しい公共の場づくりのためのモデル事業 詳細説明資料

1. 関係（構成）団体概要

団 体 名	団 体 概 要

2. 事業目標等

1 事業の成果目標	「ガイドライン」等をご参照の上、事業の成果目標について、可能な限り数値を用いて具体的に記載してください。
2 事業の改善効果	サービス内容やコスト面等この事業で改善されることを記載してください。
3 事業の新規性・先進性	事業の新規性・先進性を記載してください。

<p>4 事業のモデル性</p>	<p>事業の普及性のほか、この事業がどのように仕組みや社会を変えられるかといった期待される成果を記載してください。</p>
<p>5 多様な担い手との連携等</p>	<p>関係する多様な主体との連携(関係市町村との関係を含む)の現状、今後の見通し、この事業において期待する具体的な役割分担について記載してください。</p>
<p>6 事業の継続性・発展性 (多様な担い手からなる体制の整備・継続)</p>	<p>継続性・発展性について、事業期間中にどのように多様な担い手からなる体制を整備し、事業終了後、活動をどのように継続させていくか、また、発展させていくか人材育成の観点も含めて記載してください。</p>
<p>7 特記事項</p>	<p>(特に説明しておきたい事項は、この「特記事項」欄に記載してください。)</p>

3. 収支予算関係

(1) 収入

(単位:円)

区 分	見 積 額	平成23年度 見積額	平成24年度 見積額	積算根拠(数量、単価等)
合 計				

(2) 支出

(単位:円)

区 分	見 積 額	平成23年度 見積額	平成24年度 見積額	積算根拠(数量、単価等)
合 計				

文書番号

平成 年 月 日

島根県知事 殿

（団体・組織名又は市区町村等名）
代表者の役職名及び氏名

印

新しい公共支援事業に関する報告について

新しい公共支援事業について、以下のとおり支援の成果及び自己評価等を報告する。

1. 報告者の位置づけ（該当する□にチェック）

- 支援対象者（活動基盤整備支援、寄附募集支援、融資円滑化支援）
- 支援対象者（つなぎ融資への利子補給）
- 事業実施主体（新しい公共の場づくりのためのモデル事業）
- 事業実施主体（社会イノベーション推進のためのモデル事業）
- 都道府県から業務を受託した中間支援組織等

2. 新しい公共支援事業に係る成果

- ① 支援対象者（活動基盤整備支援、寄附募集支援、融資円滑化支援分）の場合、様式4-1を参照。
- ② 支援対象者（つなぎ融資への利子補給分）の場合、様式4-2を参照。
- ③ 事業実施主体（新しい公共の場づくりのためのモデル事業分）の場合、様式4-3を参照。
- ④ 事業実施主体（社会イノベーション推進のためのモデル事業分）の場合、様式4-4を参照。
- ⑤ 都道府県から業務を受託した中間支援組織等の場合、様式4-5を参照。

3. 添付書類

- (1) 上記2. において参照する様式及び別紙
- (2) その他参考となる書類

新しい公共支援事業の成果等報告
(新しい公共の場づくりのためのモデル事業分)

1. 成果等報告

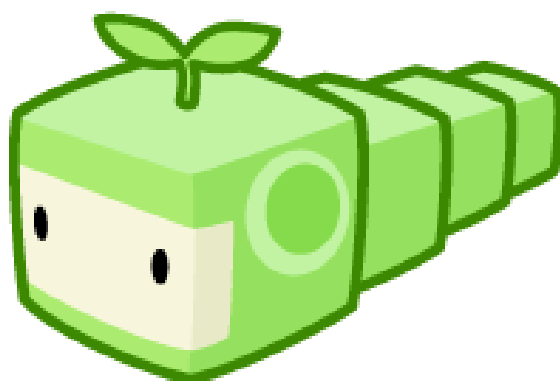
モデル事業名		
分類	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input type="checkbox"/> NPO支援重点化枠 (該当するものにチェック)	
事業実施主体名		
実施期間		
支援額 (注釈参照)	※ 支援額は総額及びその内訳を記載してください。	
マルチステークホルダー(会議体)の取組状況		
事業概要	※ 事業の概要が分かるように、100～150字程度で簡潔にまとめて記載してください。	
事業内容	※ 事業内容、実施事項、実施方法、実施の分担(直接、委託、助成を含めて)等について記載してください。 ※ 委託・助成した団体等がある場合、当該団体名等について記載してください。	
得られた成果及び自己評価	※ 支援の成果、波及効果、今後の展望等のアウトカムとともに、自己評価を記載してください。	
	評価ランク	<input type="checkbox"/> S: 特に優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> A: 優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> B: 一定の成果が得られた <input type="checkbox"/> C: 限定的であるが成果が得られた <input type="checkbox"/> D: 成果が得られなかった (該当する評価にレを付けてください。)

(注) 当該支援額により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等がある場合、別葉にて、機械等の名称、価格、管理者及び耐用年数等を明記すること。

2. 添付書類

その他参考となる書類

新しい公共支援事業
新しい公共の場づくりのためのモデル事業
事務手引き



あおうむくん
「新しい公共」のマスコットキャラクター。生まれたてほやほや。
性格はスクエア。なにかの幼虫。すごろくが得意。感情豊か。
気分で模様の色が変わる。ログセは「うむむ…」。

平成25年4月

島根県環境生活部環境生活総務課
NPO活動推進室

1. 支出対象経費

番号	区分	対象内容	証拠書類
1	賃金	本事業に必要な臨時的な人件費 専従しているときのみ経費計上を認める	・就業に係る資料及び雇用が必要な理由書(任意様式) ・給与支給明細書、作業日誌(時間、作業内容を掲載したもの)、出勤簿等支払いの記録のわかるもの
2	諸謝金	本事業に必要な専門家等へ謝礼として支払う経費	・支払った金額の根拠となる基準がある場合の規定等 ・講師が必要、選定の理由、講師への依頼書 謝金の振り込み書又は本人の受領書
3	旅費	本事業に必要な旅費	・旅費計算書(日付け、用務、用務先、旅行者名、内訳等が記載されたもの) ・出張の場合は報告書 ・旅費の振り込み書又は本人の受領書
4	借損料	本事業に必要な会場使用料や用具のレンタル代等	・見積書(3万円未満の場合は省略可。3万円以上でも料金表があれば不要)、請求書、納品書、検査調書(日付、個人印) ・出来たら証拠写真 ・50万円以上の場合は契約書(30万円以上50万円未満は請求書その他これに準ずる書類(覚書、念書))。 ・借損料の振り込み書又は会社の領収書
5	消耗品費	本事業に必要な消耗品代	・見積書(3万円未満の場合は省略可)、請求書、納品書、検査調書(日付、個人印) ・50万円以上の場合は契約書 ・消耗品の振り込み書又は会社の領収書
6	会議費	本事業に必要な会議を開催する経費	・開催日、会議の目的、議事録、会議内容、出席者が記載されたもの ・見積書(料金表があれば不要)、請求書、検査調書(日付、個人印) ・消耗品の振り込み書又は会社の領収書
7	通信運搬費	本事業に必要な郵券、運送等の通信運搬費	・通信運搬物の内容、数量、単価、回数わかる書類 ・見積書(10万円以上合見積書)、請求書、納品書、検査調書(日付、個人印) ・通信運搬費の振り込み書又は会社の領収書

8	雑役務費	本事業に必要な契約等	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円以上の契約では、契約書を取り交わして下さい(30万円以上50万円未満は請書その他これに準ずる書類(覚書、念書))。 ・見積書(3万円以上見積書必要。10万円以上合見積書必要)、請求書、納品書、検査調書(日付、個人印) ・雑役務費の振り込み書又は会社の領収書
9	印刷製本費	本事業に必要なPR、資料等印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書(3万円以上見積書必要。10万円以上合見積書必要)、請求書、納品書、検査調書(日付、個人印) ・印刷製本費の振り込み書又は会社の領収書 ・印刷物等の成果品
10	その他	その他本事業に係る経費	個別に確認が必要

2. 支出対象外経費

番号	対象外経費
1	領収書等、必要となる証拠書類が整わないもの
2	交付決定日以前、及び事業終了以後に発注、購入、契約、支出したもの
3	イベントや事業に係る飲食代

3. 収入の取扱い

- ・事業に係るイベント等の収入(入場料収入等)が発生する場合は、収入として記載する
- ・収入の場合も、入場者数、単価、チケット・領収書の控え等

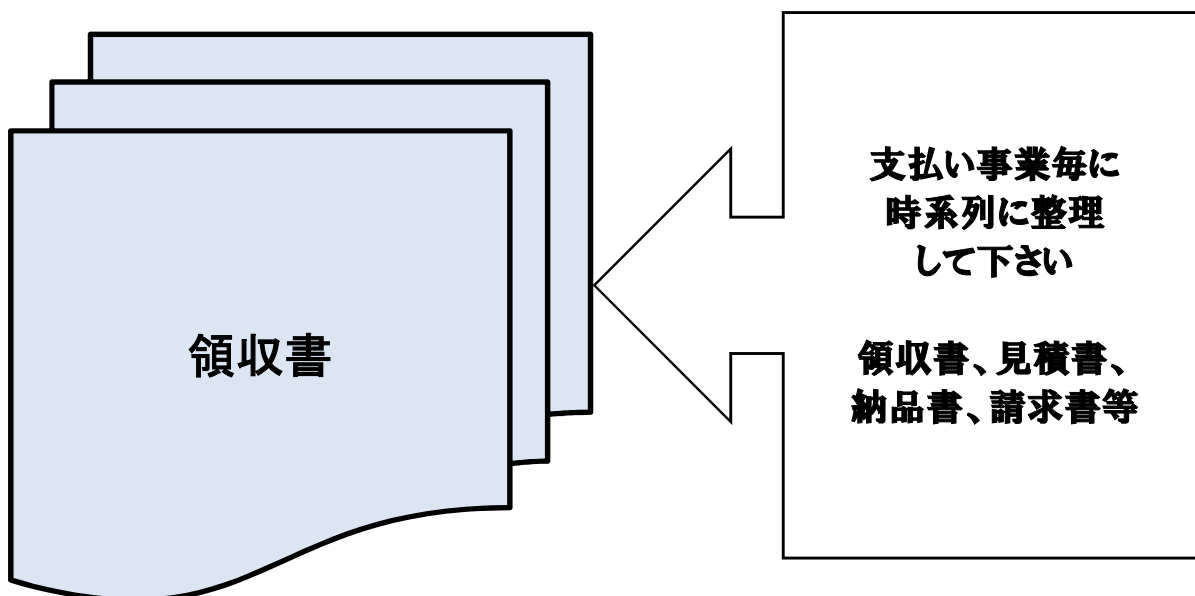
4. 証拠書類の整理

○主な証拠書類とは下記のもので(5年間保存が必要です)

- ①見積書(複数社からの合見積書等)
- ②契約書
- ③納品書(受領年月日、納品を受けたものの個人名の検収印が必要)
- ④請求書
- ⑤銀行振込依頼書
- ⑥領収書
- ⑦会議記録(議事録、参加者名簿、レジメ、資料、写真)イベントの写真、出張復命
- ⑧成果品
- ⑨経理関係書類
金銭出納簿、決裁書類、預金通帳等
- ⑩その他支出に必要な書類等
* 領収書等の支出証拠書には全て会社印等が必要となります。押印のないものは原則として対象外経費となります。

○証拠書の整理

支出調書(別ページ)を作って管理するとわかりやすいです



申請書の収支予算書の「費用の種別」毎に整理して下さい

5. 事務処理等

事業の採択通知
(補助金内示)



補助金交付申請



事業計画に変更があれば
必ず随時相談を



補助金額に変更が生じた場合、
補助金変更交付申請



事業完了後、事業実施報
告書を提出



県監査

<監査における留意事項>(手持ち資料)

項目		メモ
収入	手続き、帳簿	・収入の伺いはあるか(意思決定は適正か)
		・収入すべき金額がすべて処理されているか
		・領収書の取扱いは適正に行われているか
		・現金出納簿は作成されているか、記載は適切か
支出	手続き等	・執行伺のないものはないか(意思決定は適正か)
		・時期は適正か(事後契約など)
		・支出すべきものが支出されているか
		・契約等に違反して支出していないか
		・履行の確認がしていないもの又は適切でないものはないか
		・支払の遅延したものはないか
		・支払が遅延し延滞金が発生したものはないか
		・支出金額(の算定)に誤りはないか(積算、対象外経費等)
		・年度区分の誤りはないか
		・証拠書等は具備されているか
		(1) 現金出納簿、通帳
		(2) 決裁書類
		(3) 領収書(押印の有無チェック)
	(4) 契約書	
	(5) 納品書	
	(6) 請求書	
	(7) 銀行振り込み依頼書	
	(8) 見積書	
	(9) 会議記録(議事録、参加者名簿、レジメ、資料、写真)	
	(10) 出張復命	
(11) 検査調書		
(12) 成果品		
(13) その他、事業の実績が把握できる資料		
旅費	・旅行命令は(適正に)行われているか	
	・旅費の支払い漏れはないか又は遅延していないか	
	・旅費額の算定に誤りはないか	
	・旅費の精算はされているか、遅延していないか	
	・復命書は作成されているか	
	・証拠書類の確認、整理がされていないものはないか	

契約		
契約方法	・契約の方法、手続きに誤りはないか	
	・見積書、合見積書を徴していないものはないか、内容は適正か（工事・製造の請負等20万円以上2人以上、10万円以上2人以上、10万円未満3万円以上1人以上。）	
契約事務	・契約書（請書）による契約（変更含む）の締結がされていないものはないか（契約書（50万円以上）、請書（30万円～50万円））	
	・契約締結の遅延はないか、事後に契約締結されているものはないか（契約の廻り）	
	・契約書・請書の内容（書式含む）及び手続きは適正か	
履行及び検査	・契約事項は遵守されているか（各種届出、納期、仕様書記載事項等）	
	・検査（完了確認）はされているか、検査調書は作成されているか	
	・検査は適正に行われているか（成果物の確認）	
	・検査の時期又は手続きは適正化か	

財産		
物品	・台帳・帳簿は整備されているか	
	・計画的な購入がされているか（年度末に集中した購入、合見積が必要な購入の分割、購入先の特定業者への集中）	
	・物品管理事務は適正か（物品証票）	
	・生産物の処分の手続きは適正か	
	・寄附物品の受入手続きは適正か（寄附台帳）	
	・貸付・返還の手続きは適正か	
	・郵券、消耗品を必要以上に購入していないか、又は翌年度に繰越していないか、利用見込みのないものを購入していないか	

その他		
権限	・決裁権者による決裁が行われているか	
執行時期	・年度末に集中執行されているものはないか	
協議等	・事前協議、合議等の決済処理は適正か	
現金等の管理	・現金、有価証券、タクシーチケット、E T Cカードの管理は適正か	
留意事項	・経済性：もっと少ない費用で実施できたのではないか	
	・効率性：同じ費用でもっと大きな成果が得られたのではないか	

(参考文献)

本手引きの改訂にあたり、以下の文献を参考とし、一部文章・図表・データ等を引用しています（引用箇所は省略しています）。

- 内閣府統計情報（内閣府）【2013】
- 総務省統計局「人口推計」（総務省）【2012】
- 知っておきたいNPOのこと3（特定非営利活動法人日本NPOセンター）【2008】
- 茨城県協働推進マニュアル（茨城県）【2013】
- あおもり協働ルールブック（特定非営利活動法人NPO推進青森会議）【2012】
- NPOとの協働を進めるために（山形県）【2003】
- あいち協働ルールブック2004（愛知県）【2004】
- 島根県総合発展計画第二次実施計画（島根県）【2012】
- NPOと行政の協働のためのガイドライン（島根県）【2004】